

医療費控除の申告には、「医療費控除の明細書」の作成が必要です

医療費控除の明細書が無い場合は、医療費控除の適用ができませんのでご注意ください。

また、「医療費控除の明細書」については、①医療を受けた人ごと、かつ、②支払先ごとの記載が必要になります。

申告の際は、「医療費控除の明細書」を作成、もしくは、①医療を受けた人ごと、かつ、②支払先ごとに金額を取りまとめた上で申告相談にお越しください。

詳しくは、徳島税務署及び石井町税務課町民税係まで、お問い合わせください。

※明細書作成時に活用した医療費の領収書等は、5年間保存する必要があります。

「医療費控除の明細書」の記載例

2 医療費(上記1以外)の明細

「領収書1枚」ごとではなく、「医療を受けた方」・「病院等」ごとにまとめて記入できます。

① 医療を受けた方の氏名	② 病院・薬局などの支払先の名称	③ 医療費の区分	④ 支払った医療費の額	⑤ (4)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
石井太郎	〇〇病院	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> その他の医療費	250,000 円	50,000 円
石井太郎	△△薬局	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> その他の医療費	5,000	0
石井太郎	JR・〇〇バス	<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input checked="" type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> その他の医療費	2,000	0
石井花子	〇〇病院	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> その他の医療費	100,000	0

医療を受けた人ごとに記載してください。

病院・薬局などの支払先ごとに記載してください。

問 徳島税務署 電話 088-622-4131
石井町役場 税務課 電話 088-674-1115

